

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっております。

(1)基本診療料の施設基準

【夜間・早朝等加算】

※平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数	窓口負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
50点	50円	100円	150円

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

【外来・在宅ベースアップ評価料1】

【外来後発医薬品使用体制等加算】

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。

(2)特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1 200点
再診料	75点	
明細書発行体制等加算	1点	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診 療 医 師 名 : 岡本 剛

【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術】

【緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)】